

滋賀県立近江学園整備事業

入札説明書

令和2年(2020年)10月

滋 賀 県

目 次

1	入札説明書の位置づけ	1
2	事業概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 公共施設等の管理者の名称	2
	(3) 担当部局	2
	(4) 事業方式	2
	(5) 施設の位置づけ	2
	(6) 事業スケジュール	2
	(7) 事業範囲	3
	(8) 選定事業者の収入	3
	(9) 県による事業の実施状況の確認（モニタリング）	4
	(10) 公共施設等の概要	5
	ア 立地条件	5
	イ 施設構成の概要	5
3	入札参加に必要な資格に関する事項	6
	(1) 入札参加者の構成等	6
	(2) 入札参加者の参加資格要件	6
	(3) 参加資格の確認基準日	9
	(4) 参加資格の喪失	9
4	入札手続に関する事項	11
	(1) 入札スケジュール	11
	(2) 入札公告（入札説明書等の公表）(①)	11
	(3) 入札説明書等に関する説明会等の開催 (②) (④)	12
	(4) 入札説明書等に関する質問の受付 (③)	13
	(5) 入札説明書等に関する質問への回答の公表 (⑤)	13
	(6) 参加表明書等（資格確認申請書を含む）の受付 (⑥)	13
	(7) 入札参加資格確認結果の通知 (⑦)	14
	(8) 競争的対話の実施 (⑧)	15
	(9) 入札提出書類（提案書）の提出 (⑨)	16
	(10) 入札価格の算定方法	17
	(11) 予定価格	17
	(12) 入札参加に関する留意事項	17
5	事業者の選定に関する事項	20
	(1) 選定委員会の設置	20
	(2) 入札方式	20
	(3) 落札者の決定 (⑩)	20
	(4) 結果の通知および公表	21

6 事業契約に関する事項	22
(1) 基本協定の締結 (㉠)	22
(2) 仮契約の締結 (㉡)	22
(3) 事業契約に係る議会の議決 (本契約の締結) (㉢)	22
(4) 契約を締結しない場合.....	22
(5) 特別目的会社 (S P C) の設立等	23
(6) 金融機関 (融資団) と県の協議	23
(7) 費用の負担.....	23
(8) 入札保証金.....	23
(9) 契約保証金.....	23
別紙 サービス購入料の算定方法.....	24

1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下、「入札説明書」という。）は、滋賀県（以下、「県」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づき、令和 2 年 3 月 23 日に特定事業として選定した滋賀県立近江学園整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）（以下、「本件入札」という。）により募集および選定するに当たり、本事業および本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下、「入札説明書等」という。）である。令和元年 12 月 25 日に公表した実施方針および業務要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針および業務要求水準書（案）」に関する質問・意見への回答によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

○別添資料

- 別添資料 1 業務要求水準書
- 別添資料 2 様式集
- 別添資料 3 落札者決定基準
- 別添資料 4 基本協定書（案）
- 別添資料 5 事業契約書（案）

入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問への回答」によることとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

滋賀県立近江学園整備事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

滋賀県知事 三日月大造

(3) 担当部局

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3544

E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp

(4) 事業方式

選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の維持管理を行う方式（B T O：Build-Transfer-Operate方式）とする。

なお、児童への支援業務については県が行う。

(5) 施設の位置づけ

本施設は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に基づく「公の施設」として設置する。

(6) 事業スケジュール

事業のスケジュール（予定）は次のとおりである。

基本協定の締結	令和3年6月
仮契約の締結	令和3年7月
事業契約に係る議会議決（本契約の締結）	令和3年10月
設計・建設期間	令和3年10月～令和6年9月末
供用開始日	令和6年4月
維持管理期間	令和6年4月～令和20年3月末日 (14年)
事業終了	令和20年3月末日

(7) 事業範囲

ア 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 着工前業務
- ・ 建設および解体撤去期間中業務
- ・ 完工後業務

イ 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務（※既存施設含む）
- ・ 建築設備保守管理業務（※既存施設含む）
- ・ 備品等保守管理業務（※既存施設含む）
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽管理業務

※既存施設とは、工事完了後に解体・撤去されずに残った現在使用している施設をいう。

(8) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。詳細については「別添資料5 事業契約書（案）」の「別紙1 サービス購入料の算定方法」を参照すること。

ア 県が支払うサービス対価

県は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。

(7) 設計・建設の対価

本施設の設計・建設に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、一括で支払う。

(4) 維持管理の対価

本施設の維持管理に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払う。

(9) 県による事業の実施状況の確認（モニタリング）

県は、本事業の実施状況の確認（以下「モニタリング」という。）を行い、事業契約書および業務要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。

モニタリング方法およびサービス対価の減額方法については、「別添資料5 事業契約書（案）」の「別紙2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」によるものとする。

(10) 公共施設等の概要

公共施設等の概要は以下のとおりである。なお、詳細については、業務要求水準書を参照すること。

ア 立地条件

所在地	滋賀県湖南市東寺四丁目地先
現況	宅地
敷地面積等	約6.6ha (66,194 m ²)
敷地所有者	滋賀県
地域地区	市街化調整区域 (指定建ぺい率70%/容積率200%)
その他	湖南市景観計画 埋蔵文化財包蔵地外 (文化財保護法)
交通アクセス	JR草津線 石部駅より約4km (自動車ですら約10分)

イ 施設構成の概要

近江学園の主な概要は次のとおりである。

ゾーン	分類	数	概要
管理・運営	管理	—	職員室、大小会議室等
	医療ケア・心理	—	診察室、医務室、カウンセリング室等
	運営	—	厨房、洗濯室、乾燥室、食堂等
	屋外建物	—	大倉庫、災害用備品庫等
生活・居住	発達障害ユニット	5	・発達障害児童の生活ゾーン (個室35室・多目的個室2室・自立支援個室2室—計39室/5ユニット) ・諸室構成は表外参照※
	強度行動障害ユニット	4	・強度行動障害児童の生活ゾーン (個室7室・個室(大)1室—計8室/ユニット) ・諸室構成は表外参照※
	自立支援ユニット	1	・自立支援児童の生活ゾーン (個室13室・自立支援個室(大)2室・自立支援個室(小)4室—計19室/ユニット) ・諸室構成は表外参照※
作業・活動		—	窯業作業ゾーン、木工作业ゾーン、作業室、作品保管展示場等
外構		—	来客用駐車場、公用車駐車場、職員駐車場、スポーツスペース、遊具スペース等
共用部を含む上記面積の合計：7,000 m ² 程度			

※諸室構成：個室、リビング・ダイニング、パントリー・キッチン、浴室、トイレ、洗濯室、洗面所、スタッフ室、宿直室、面会室等

3 入札参加に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成等

(7) 入札参加者の構成

- ・入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者および維持管理業務に当たる者を含むグループであること。
- ・なお、入札参加者のうち、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託し、または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

(4) 構成員・協力企業・代表企業の選定

- ・入札参加者は、参加表明書の提出時に構成員および協力企業のそれぞれの役割を明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が参加表明書の提出および入札手続を行うこと。

(5) 複数業務の禁止

- ・複数業務の禁止 同一の者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務および工事監理業務については、同一の者または資本面もしくは人事面において関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(6) 複数提案の禁止

- ・入札参加者の構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面もしくは人事面において関連のある者は、他の入札参加者の構成員および協力企業になることはできない。ただし、協力企業として維持管理業務に当たる者についてはこの限りではない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

- ・PFI法第9条各号のいずれにも該当しない者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれにも該当しない者であること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者）

- ・ 法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- ・ 滋賀県物品関係入札参加停止基準および滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- ・ 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- ・ 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者またはその子会社もしくは親会社である者でないこと。
 - ・ 日本経営システム株式会社
 - ・ みずほ総合研究所株式会社
 - ・ 日本経営システム・みずほ総合研究所 J V が本アドバイザー業務の一部を委託している以下の事業者
 - 株式会社那の津寿建築研究所
 - 株式会社しがぎん経済文化センター
 - 西村あさひ法律事務所
- ・ 滋賀県健康医療福祉部 P F I 事業者選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者が参加していないこと。

イ 入札参加者の参加資格要件（代表企業）

入札参加者に必要な資格等（令和 2 年滋賀県告示第 408 号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者および維持管理業務に当たる者は、アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

(7) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、a および b の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は a および b の要件を満たし、他の者は a の要件を満たすこと。

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 平成 17 年 4 月 1 日から参加表明書の提出期限までの間に完了した設計業務で、延べ面積

3,000 m²以上（建物1棟における延べ面積とし、改築または増築にあつては当該部分とする。）の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める児童福祉施設等または建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める学校もしくは病院の実施設計実績（元請に限る。）を有していること。

(イ) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、aからeまでの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaからeまでの要件を満たし、他の者はaおよびfの要件を満たすこと。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に規定する特定建設業の許可を有していること。
- b 建築工事業の特定建設業の許可を有していること。
- c 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,100点以上であること。
- d 平成17年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完成した新築、改築または増築工事のいずれかで、延べ面積3,000 m²以上（建物1棟における延べ面積とし、改築または増築にあつては当該部分とする。）の建築基準法施行令で定める児童福祉施設等または建築基準法で定める学校もしくは病院の施工実績（元請に限る。）を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。
- e 本件工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限り。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3か月以上経過していることをいう。）を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。
- f aの建設業の許可の種類に応じて建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	920点以上
電気工事	800点以上
管工事	820点以上

(ウ) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者 工事監理業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、aおよびbの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaおよびbの要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

- a 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成17年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した工事監理業務で、延べ面積3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、改築または増築にあつては当該部分とする。）の建築基準法施行令で定める児童福祉施設等または建築基準法で定める学校もしくは病院の工事監理実績（元請に限る。）を有していること。

(I) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、次の要件を満たすこと。

- ・維持管理業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

(3) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出締切日とする。

(4) 参加資格の喪失

- ・参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員または協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ・開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ・落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締

結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

- 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者（落札者）の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は選定事業者（落札者）と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は選定事業者（落札者）に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者（落札者）が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選定事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

4 入札手続に関する事項

(1) 入札スケジュール

入札に関する手続は、次のスケジュールにより行う予定である。

① 令和2年10月23日	入札公告（入札説明書等の公表）
② 令和2年11月12日	入札説明書等に関する説明会の開催
③ 令和2年11月12日～19日	入札説明書等に関する質問の提出期間
④ 令和2年12月3日	現地見学会の開催
⑤ 令和2年12月24日	入札説明書等に関する質問への回答の公表
⑥ 令和3年1月4日～8日	参加表明書（資格確認申請書を含む）の提出期間
⑦ 令和3年2月4日	資格確認結果の通知
⑧ 令和3年2～3月	競争的対話の実施（予定）
⑨ 令和3年4月2日	入札提出書類（提案書）の提出日時
⑩ 令和3年6月	落札者の決定および公表
⑪ 令和3年6月	基本協定の締結
⑫ 令和3年7月	仮契約の締結
⑬ 令和3年10月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

(2) 入札公告（入札説明書等の公表）（①）

入札公告に併せて、入札説明書および付属資料（業務要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、落札者決定基準、様式集等）（以下、「入札説明書等」という。）を県ホームページで公表する。

なお、提供資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和2年10月23日（金）から令和3年4月2日（金）まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 担当部局

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電 話：077-528-3544

ウ 交付方法

イに示す部局においてまたは郵送により、電子データをDVD-Rで交付する。なお、イ

に示す部局において交付を受ける場合は交付するDVD-Rに替わるDVD-Rを提出し、郵送による交付を希望する場合はイに示す部局に問い合わせること。

(3) 入札説明書等に関する説明会等の開催 (2) (4)

入札説明書等の内容について、次のとおり説明会および現地見学会を開催する。

ア 説明会

日 時：令和2年11月12日（木） 午後1時から午後3時まで

場 所：滋賀県立近江学園 多目的ホール（滋賀県湖南市東寺四丁目1-1）

※説明会に引き続き、現地見学を実施する。

イ 現地見学会

日 時：令和2年12月3日（木） 午前1回、午後1回

場 所：滋賀県立近江学園 多目的ホール集合（滋賀県湖南市東寺四丁目1-1）

※参加申込者数の状況により、担当部局が午前か午後のどちらに参加するかを指定する。

ウ 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、説明会、現地見学会ともに、1事業者につき2名までとする。

エ 申込方法

「入札説明書等に関する説明会等参加申込書」（様式1-1-1）をE-mail（文書形式はMicrosoft-Wordとする）で申し込むこと。また、件名に「説明会等申込書」と表記すること。

なお、送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

オ 申込先

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電 話：077-528-3544

E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp

カ 申込期限

令和2年10月23日（金）から令和2年10月30日（金）午後5時まで（必着）

キ 留意事項

説明会等の当日は、入札説明書等は配付しないので、県ホームページからダウンロードして

持参すること。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付 (③)

入札説明書等に記載した内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和2年11月12日（木）から令和2年11月19日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式1-2-1, 1-2-2）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、件名に「入札説明書質問」と表記すること。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

ウ 提出先

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電 話：077-528-3544

E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp

(5) 入札説明書等に関する質問への回答の公表 (⑤)

ア 入札説明書等に関する質問への回答の公表

質問に対する回答は県ホームページで一括して公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者から提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

イ 入札説明書等の変更

県は質問および意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、県ホームページ等で公表する。

(6) 参加表明書等（資格確認申請書を含む）の受付 (⑥)

入札参加希望者は、参加表明書等（資格確認申請書を含む。）を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

ア 提出書類

「別添資料2 様式集」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。）によるものとする。

ウ 提出期間

令和3年1月4日（月）から令和3年1月8日（金）午後4時まで（持参の場合は午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。））

エ 提出場所

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電 話：077-528-3544

E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp

(7) 入札参加資格確認結果の通知（⑦）

入札参加資格の確認結果は、参加表明書（資格確認申請書を含む。）を提出した入札参加希望者の代表企業に対して、令和3年2月4日（木）までに書面により通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、次のとおり、県に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

ア 提出書類

様式は自由とする。（ただし、代表企業の代表者印を要する。）

イ 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。）によるものとする。

ウ 提出期間

令和3年2月8日（月）から令和3年2月9日（火）午後4時まで（持参の場合は午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。））

エ 提出場所

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電 話：077-528-3544
E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp

オ 理由説明への回答

県は説明を求められた場合、令和3年2月12日（金）までに説明を求めた参加表明書の提出者の代表企業に対して書面により回答する。

(8) 競争的対話の実施 (⑧)

ア 対話の目的

県は、入札参加資格審査の通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、県および入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、県の業務要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

イ 対話参加者

入札参加資格審査の通過者で対話を希望する参加グループ

ウ 申込方法

県は、入札参加資格審査を通過した入札参加希望者の代表企業に対し、「対話実施要領」を配布する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。

エ 申込期間

令和3年2月4日（木）～令和3年2月16日（火）午後5時まで（必着）

オ 対話実施日

令和3年2月25日（木）～令和3年2月26日（金）（予定）

カ 対話における議題・質問等

県は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、県および入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。詳細は、「対話実施要領」において確認すること。

キ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った入札参加者に通知する。ただし、入札参加者の提案、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。

ク 回答通知日

令和3年3月5日（金）（予定）

(9) 入札提出書類（提案書）の提出（⑨）

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、「入札時の提出書類」（以下「入札提出書類」という。）を次のとおり提出すること。なお、アの入札期間に入札提出書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は1回とする。

ア 提出日時

令和3年4月2日（金）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）（郵送の場合は、同月1日（木）午後5時までに必着すること。）

イ 提出場所

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電 話：077-528-3544
E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp

ウ 入札提出書類の作成方法等

「別添資料2 様式集」に示すとおりとする。

エ 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）

オ 開札日時

令和3年4月5日（月）午後2時

カ 開札場所

大津合同庁舎 3階 入札室 （滋賀県大津市松本一丁目2番1号）

キ 開札方法

開札は、代表企業の代表者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、代表企業の代表者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

ク ヒアリング

入札提出書類の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和3年5月中旬を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

(10) 入札価格の算定方法

県が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については「別紙 サービス購入料の算定方法」および「別添資料5 事業契約書(案)」「別紙1 サービス購入料の構成および支払方法」を参照すること。

(11) 予定価格

本事業の予定価格は以下のとおりである。

4,519,830,700円（消費税および地方消費税の額を含む。）

(12) 入札参加に関する留意事項

ア 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ・入札に当たって、入札参加者は「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- ・入札に当たって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格および提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格および提案内容等を定めなければならない。
- ・入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格および提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ・入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、または他社を不利にするよう働きかけてはならない。

イ 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

ウ 入札提出書類作成要領

入札提出書類を作成するに当たっては、「別添資料2 様式集」に示す指示に従うこと。

エ 入札のとりやめ等

入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させない、または入札の執行を延期、もしくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

オ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「別添資料2 様式集」「様式2-10 入札辞退届」を担当部局まで提出すること。

カ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- ・滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第199条の規定に該当する入札
- ・資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした入札
- ・入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

キ 入札提出書類の取扱い

(7) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表およびその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

ク 使用する言語、通貨単位および時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

ケ 苦情の申立て

入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

5 事業者の選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

県は、落札者の選定にあたり学識経験者等で構成される「滋賀県健康医療福祉部 P F I 事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関し選定委員に接触することを禁止する。なお本事業について委員に接触した者については、入札参加資格を失う。

区分	氏名（敬称略）	所属機関（団体）名
委員長	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科
委員	井上 研司	井上公認会計士事務所
委員	谷村 太	社会福祉法人ひかり会
委員	樽井 康彦	龍谷大学社会学部
委員	橋本 衣代	近江学園保護者会
委員	宮本 雅子	滋賀県立大学人間文化学部
委員	山本 朝美	社会福祉法人小鳩会
委員	山本 久子	草津法律事務所

(2) 入札方式

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、設計・建設能力、維持管理能力、事業計画能力および県の財政支出額等を総合的に評価する為、総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

(3) 落札者の決定（⑩）

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。選定委員会は、入札提案内容に対する「加点審査」および入札価格に対する「価格審査」を実施し、それぞれを点数化した上で、これらを合算した得点が最も高い入札参加者の提案を最優秀提案として選定する。県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細については、落札者決定基準を参考とすること。

(4) 結果の通知および公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知し、あわせて県ホームページで公表する。

6 事業契約に関する事項

(1) 基本協定の締結 (⑪)

県と落札者は、入札説明書等および入札提出書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

(2) 仮契約の締結 (⑫)

県は、基本協定に基づいて選定事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないもしくは選定事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続を行う場合がある。

なお、県は仮契約の締結に際してSPCに「暴力団等の排除に関する誓約書」の提出を求める。

(3) 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結） (⑬)

仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

- ・落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ・基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は選定事業者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は選定事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選

定事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(5) 特別目的会社（SPC）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を経営するに当たり妥当な資本金を持ったSPCを滋賀県内に設立すること。入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率は50%を超えること。

なお、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(6) 金融機関（融資団）と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

ア 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態および選定事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務

イ 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に県が金融機関等の融資団に通知する義務

(7) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者または選定事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者または選定事業者の負担とする。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(9) 契約保証金

納付すること。ただし、詳細については事業契約書（案）を参照すること。

別紙 サービス購入料の算定方法

1 サービス購入料の構成

本事業において発注者が事業者を支払うサービス購入料は、次のとおりである。

項目		項目内訳	構成内容
設計・建設の対価	サービス購入料 A	A-1: 施設整備業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査業務に係る費用 ・設計業務に係る費用 ・着工前業務に係る費用 ・建設および解体撤去期間中業務に係る費用 ・完工後業務に係る費用
		A-2: 設計・建設段階におけるその他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCの設立に係る費用 ・開業日までのSPCの運営に係る費用 ・融資関連手数料 ・設計・建設段階の金利 ・設計・建設段階の保険料 ・設計・建設段階の諸経費
維持管理の対価	サービス購入料 B	B-1: 維持管理業務費 ※B-2 を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理業務に係る費用 ・建築設備保守管理業務に係る費用 ・備品等保守管理業務に係る費用 ・外構施設保守管理業務に係る費用 ・修繕・更新業務に係る費用 ・環境衛生管理業務に係る費用 ・清掃業務に係る費用 ・植栽管理業務に係る費用
		B-2: 児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で原因者不特定のものに関する費用	維持管理業務における次の費用。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で原因者不特定のものに関する費用 ・児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で、原因者を特定したにもかかわらず原因者からの費用回収が困難なものに関する費用
		B-3: 維持管理段階におけるその他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCの運営に係る費用 ・保険料 ・諸経費

2 サービス購入料の算定方法および発注者による支払額

(1) サービス購入料 A (設計・建設の対価)

サービス購入料 A は、以下の金額とする。

サービス購入料 A は、サービス購入料 B の 2 回目支払時に一括して支払う。

項目	内容
サービス購入料 A-1	施設整備業務の費用
サービス購入料 A-2	設計・建設段階におけるその他費用

(2) サービス購入料 B (維持管理の対価)

サービス購入料 B は、維持管理業務費および維持管理段階におけるその他費用の合計額とする。

発注者によるこれらの支払額は各回均等とする。

項目	内容
サービス購入料 B-1	維持管理業務の費用
サービス購入料 B-2	児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で原因者不特定のものに関する費用もしくは児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で、原因者を特定したにもかかわらず原因者からの費用回収が困難なものに関する費用とし、下記の通り定める。
サービス購入料 B-3	維持管理段階におけるその他費用

① サービス購入料 B-2 の算定方法および手続き

サービス購入料 B-2 の費用負担および手続き等は以下の通りとする。

(発注者の確認・承諾)

- 1) 事業者は破損等を更新・修繕するにあたり、事前に発注者に修繕内容と見積金額を提示し、発注者による内容の確認及び金額についての承諾を得ることとする。発注者の承諾を得ていない場合には、この費用への参入は認めない。

(負担、金額、精算の考え方)

- 2) 提案時、事業開始時は、サービス購入料 B-2 の想定年額 (x とする) を 2,346 千円 (税抜) とする。
- 3) サービス購入料 B-2 は 3 年に一度、3 カ年分をまとめて精算を行う。精算条件、精算方法は下記の通りとする。以下、n 年度から n + 2 年度の 3 カ年の精算方法について述べる。
 - ・ X n : n 年度に発生した、児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で原因者不特定のものに関する費用 (税込み)。

- $A = (X_n + X_{n+1} + X_{n+2}) \div \{ (x+x+x) \times (1 + \text{消費税率}) \}$
ここで x はサービス購入料 B-2 の想定年額で、提案時は 2,346 千円（税抜）。
- 精算条件： $A < 0.9$ または $A > 1.1$ の場合に、下記のとおり精算を行う。
- $A < 0.9$ の場合：
 $B = (x+x+x) \times (1 + \text{消費税率}) \times 0.9 - (X_n + X_{n+1} + X_{n+2})$
とすると、事業者は B を発注者に返還する。
- $A > 1.1$ の場合：
 $B = (X_n + X_{n+1} + X_{n+2}) - (x+x+x) \times (1 + \text{消費税率}) \times 1.1$
とすると、事業者は B を発注者に請求し、発注者は支払うものとする。
- 精算が発生する場合は、 $n + 3$ 年度の第 1 四半期のサービス購入料で調整（加算もしくは減算）する。
- ただし、令和 18 年度、令和 19 年度のサービス購入料 B-2 の清算については、上記算式を下記のとおり置き換えて、令和 19 年度の第 4 四半期のサービス購入料支払時に調整する。

$$A = (X_{\text{令和18年度}} + X_{\text{令和19年度}}) \div \{ (x+x) \times (1 + \text{消費税率}) \}$$

$$A < 0.9 \text{ の場合} : B = (x+x) \times (1 + \text{消費税率}) \times 0.9 - (X_{\text{令和18年度}} + X_{\text{令和19年度}})$$

$$A > 1.1 \text{ の場合} : B = (X_{\text{令和18年度}} + X_{\text{令和19年度}}) - (x+x) \times (1 + \text{消費税率}) \times 1.1$$